

デリバティブ取引等に係る管理方法について

弊社が設定・運用を行う公募投資信託においてデリバティブ取引等に係る投資指図を行う場合には、以下の方法による管理を行います。

- 1) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等の投資指図を行う場合
簡便法—各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。

- 2) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合
VaR 方式（バリュー・アット・リスク方式）—金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出基準等を定める件」）における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR 方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理する方法。

なお、同一の公募投資信託においてヘッジ目的及びヘッジ目的以外の双方の目的でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合には、上記 2) による管理を行います。

以上